

## 公 示 書（第1号物件）

長野県長野市大字栗田715番5に所在する「中部森林管理局庁舎建物」の福利厚生施設について、営業を希望する事業者の申請方法を次のとおり公示する。

令和8年1月22日

中部森林管理局長 佐伯 知広

### 記

#### 1 募集業務及び数量並びに事業者数

中部森林管理局庁舎の一部（建物）の使用許可（有償）を受け、次の営業を希望する事業者。

清涼飲料水自動販売機1台・・・1事業者

#### 2 申請書の受付期間及び場所（持参又は郵送）

日時 持参 令和8年2月10日（火）16時まで

（平日12時～13時及び土日、祝日除く）

郵送 令和8年2月9日（月）まで必着

場所 〒380-8575 長野県長野市大字栗田715番5

中部森林管理局 計画保全部 保全課 財産管理係（庁舎内1階）

※「中部森林管理局庁舎屋内自動販売機出店者公募要綱」参照

#### 3 決定方法

企画内容等を総合的に審査のうえ決定する。

#### 4 照会先

中部森林管理局 計画保全部 保全課 財産管理係（庁舎内1階）

担当 谷脇 白木 （電話：050-3160-6522）

### お知らせ

1 農林水産省の発注業務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

[https://www.rynya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/koukihoji/index.html](https://www.rynya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。